

平成 30 年 7 月 30 日

一般社団法人 茨城県経営者協会会長	殿
茨城県商工会議所連合会会長	殿
茨城県商工会連合会会長	殿
茨城県中小企業団体中央会会長	殿
茨城県社会保険労務士会会長	殿
一般社団法人 茨城労働基準協会連合会会長	殿
一般社団法人 茨城県建設業協会会長	殿
一般社団法人 茨城県トラック協会会長	殿
日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	殿

「働き方改革」、「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」に関する要請

政府では、誰もが生きがいを持ってその能力を發揮できる一億総活躍社会の実現に向け、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。本年7月6日には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）が公布され、長時間労働是正のための時間外労働の上限規制や、年5日の年次有給休暇の時季指定の事業主への義務付けなどが設けられたところです。

この「働き方改革」の実現のためには、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本人の働くということに対する考え方そのものを転換し、これまでの働き方を大きく見直すことが必要であり、各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改め、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

こうした「働き方改革」の一環として、政府では平成27年から、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。また、昨年2月からは、月末金曜日を早期退社とする「プレミアムフライデー」も開始しているところです。

このような状況を踏まえ、茨城労働局においては、「ゆう活」とは単なる始業時刻の前倒しではなく、仕事と生活の調和の実現を目指すものであり、業務の効率化の取組を合せて実施することが重要であることから、さまざまな「働き方改革」の一環として「ゆう活」が浸透するよう展開してまいります。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への「働き方改革」や「ゆう活」等に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこれらの取組の趣旨を御理解いただき、周知啓発に向け御配慮いただきますようお願い申し上げます。

茨城労働局長
福元俊成